

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置及び  
緊急雇用安定助成金の支給を受けようとする事業主様

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされ雇用調整を行わざるを得ない事業主に、雇用調整助成金等を活用していただき、従業員の雇用維持に努めていただいています。

雇用調整助成金等の支給を受けようとする事業主は、その事業所において、次の書類を整備し、支給のための手続きに当たって必要となるものを千葉労働局へ提出するとともに、5年間保管し千葉労働局から提出を求められた場合は、速やかに提出することをご理解願います。

- 1 雇用調整の実施について、労働組合等との間で締結した協定書
- 2 労働者代表の確認のための書類  
労働組合等との協定書に署名又は記名押印した労働組合等の代表が、当該事業所における労働者の過半数を代表する者であることを確認するための書類で、いずれも作成年月日が協定の締結前のものであることが必要となります。
  - a 労働組合がある場合  
組合員数を確認できる「組合員名簿」などの書類
  - b 労働組合がない場合  
「労働者代表選任書」「委任状」などの書類（労働者代表及び労働者により署名又は記名押印されたもの。ただし「委任状」は署名のみでも可）
- 3 初回提出時の事業内容と資本金、生産指標を確認できる書類  
「会社案内パンフレット」「登記事項証明書」「法人税確定申告書」「労働者名簿」「会社組織図」「月次損益計算書」「総勘定元帳」「生産月報」など
- 4 受け入れている派遣労働者の人数の確認のための書類  
派遣労働者を受け入れている場合「派遣先管理台帳」
- 5 所定の労働日・労働時間・休日や賃金制度の確認のための書類  
「就業規則」「給与規定」「年間休日カレンダー」など
- 6 変形労働時間制、事業場みなし労働時間制又は裁量労働制をとっている場合は、そのことに関する労働組合等との協定書（企画業務型裁量労働制の場合は労使委員会の決議書）又はそれを監督署へ届け出た際の届出書の写し
- 7 出勤等の確認できる書類  
タイムカードまたは出勤簿など
- 8 賃金の確認ができる書類  
賃金台帳など

ご不明な点は  
千葉労働局職業安定部職業対策課 まで